

令和7年度（第37回）「ゼロ災55」無災害運動実施要綱

1. 趣 旨

鳥取労働局では、労働災害防止団体等と連携して、年末までの55日間を各事業場の労使が一体となって無災害運動を推進し、新たな決意を持って新年を迎えていただくことを願って、平成元年から「ゼロ災55」無災害運動を展開しており、今年で37回目を迎えます。

令和7年の鳥取県における休業4日以上労働災害発生件数は、対前年比大幅増で推移し、特に転倒災害、中でも高齢者の転倒災害が多い状況です。このような中、5月には労働安全衛生法の改正により、高齢者の労働災害防止対策が努力義務とされました。

また、死亡災害も前年と比較して減少しておらず、建設、運送業の墜落・転落災害や製造業のはさまれ巻き込まれ災害も後を絶たない状況です。

このようなことから「ゼロ災55」無災害運動期間中は、6つの柱を重点として死亡・休業災害ゼロを目指します。

また、職場におけるリスクアセスメントの実施の促進を図り、災害ゼロから危険ゼロへとレベルアップした安全管理を目指します。

各事業場の経営トップ、安全衛生担当者等は、本期間中、積極的に自主的な安全衛生活動を推進することとします。

2. スローガン

「それ危険 注意し合える安全職場
みんなで築くゼロ災55」

3. 期 間

令和7年11月7日（金）～12月31日（水）

4. 「ゼロ災55」6つの柱

- (1) 墜落・転落災害防止対策の推進
- (2) 転倒や腰痛を含む行動災害防止対策の推進
- (3) はさまれ・巻き込まれ災害防止対策の推進
- (4) 交通労働災害防止対策の推進
- (5) エイジフレンドリーガイドラインによる取組の推進
- (6) 健康確保対策の推進

5. 事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる職場安全衛生パトロールの実施
- (2) 安全管理者、衛生管理者、産業医等安全衛生担当者の職務励行
- (3) 安全朝礼、作業開始前ミーティングの実施
- (4) 安全衛生旗の掲揚、「ゼロ災55」スローガンの掲示、「ゼロ災55」リーフレット等による安全衛生意識の高揚

- (5) 「安全「見える化」とっとり運動」の取組の実施
- (6) 危険性・有害性の調査（リスクアセスメント）によるリスクの評価及びこれに基づく安全衛生対策の実施
- (7) 5S（整理・整頓・清掃・清潔・しつけ）活動、危険予知活動の推進と活性化
- (8) 建設機械、荷役運搬機械を用いた作業における作業計画の作成と労働者への周知
- (9) 積雪・凍結時における転倒災害防止等安全対策の徹底
- (10) 定常・非定常作業における作業手順見直し
- (11) 交通危険予知訓練等の交通労働災害防止対策の実施
- (12) 高年齢労働者の特性や、健康・体力の状況に配慮・対応した職場環境の改善
- (13) 効果的な安全衛生教育の実施
- (14) 心の健康づくり計画の策定及びストレスチェックの実施
- (15) 健康診断と事後措置の実施
- (16) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施
- (17) 年末無災害運動推進大会等の実施

6. 労働災害防止団体等の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 関係事業場への「事業場の実施事項」の周知
- (3) 「事業場の実施事項」に関する指導援助
- (4) 関係事業場への安全衛生パトロールの実施
- (5) 安全衛生教育の実施促進

7. 労働局・労働基準監督署の実施事項

- (1) 本運動の広報
- (2) 安全衛生パトロール、安全衛生講習会等の実施
- (3) 労働災害防止団体等の行う災害防止活動に対する指導援助

8. 主 唱

鳥取労働局、鳥取・米子・倉吉労働基準監督署

9. 協 賛

一般社団法人鳥取県労働基準協会及び東部・西部・中部支部
建設業労働災害防止協会鳥取県支部
鳥取県木造家屋等低層住宅建築工事安全対策委員会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会鳥取県支部
林業・木材製造業労働災害防止協会鳥取県支部
一般社団法人鳥取県採石協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会鳥取県支部
独立行政法人労働者健康安全機構鳥取産業保健総合支援センター
一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会鳥取支部
鳥取県建設工事関係者労働災害防止連絡会議